令和5年4月1日から、 区の個人情報保護制度が変更になります



目黒区では、目黒区個人情報保護条例に基づき、区民の皆さまの個人情報の保護に努め、また、区で保有する ご本人の個人情報の開示・訂正などの請求手続きのご案内などを行ってきました。

こうした個人情報保護制度は、法改正により、令和5年4月1日から、区の条例に基づく制度から、国の個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に基づく制度に切り替わります。

個人情報保護制度の改正の主なポイント

改正の 背 景 社会全体のデジタル化が進む中、官民や地域の枠を超えたデータ利活用を促進するため、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールが必要として、目黒区を含む、地方公共団体の個人情報保護制度は国の法律である「個人情報保護法」に基づく制度に変更になります。

VIIOS

国の法律に基づく個人情報保護制度に切り替え

<NIO

2 区の個人情報の管理などは引き続き適切に実施

VIIO

3 委託事業者への指導・監督などを引き続き適切に実施

ANIO

4 個人情報保護制度を適切に運用するため専門家などからなる審議会の意見を踏まえながら実施

VNIO?

5 自己情報開示請求・訂正請求・利用停止請求の開示等決定期限は、現行制度を維持



1 個人情報保護制度の全体像

■現行の制度と新制度の対比

行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律に従うこととなります。

個人情報の定義などは統一され、全体の所管が 個人情報保護委員会に一元化されます。

また、個人情報保護法のほか、独自の個人情報の 保護措置が必要な場合は、法の範囲内で必要な規 定を区条例で定めることができることとされました。

■統一された定義

【個人情報の定義】

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、 住所、顔写真、個人識別符号(番号、記号、符号 により個人を識別できる情報)などにより特定の個 人を識別することができる情報をいいます。

●個人情報の例



•氏名

- ●住所
- ●生年月日
- ●指紋認証データ
- ●顔認識
- 虹彩・声紋・静脈データ
- 保険証番号やパスポートなど の番号・記号・符号

【現行の制度】

所管	総矛	務省	個人情報 保護委員会	各地方公共団体
法令	行政機関個人情報保護法	個人情報保護法独立行政法人等	個人情報保護法	個人情報保護条例
対象	国の行政機関	独立行政法人等	民間事業者	地方公共団体等

【新しい制度】

個人情報 保護委員会

地方公共団体等国の行政機関

必須	●開示請求に係る手数料	条例に規定
必須事項	② 行政機関等匿名加工情報に係る手数料	制度実施をしないため 規定せず
	② 条例要配慮個人情報	法の規定で足りるため 規定せず
Æ	4 個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成・公表	条例に規定
任意事	6 自己情報開示請求における不開示情報など	法の規定で足りるため 規定せず

【区が独自の個人情報の保護措置を定めることができるもの】

6 開示・訂正・利用停止の手続き

● 審議会への諮問に関する事項

条例に規定

条例に規定

【要配慮個人情報の定義】

本人に対する不当な差別・偏見その他の不利益が生じないよう、取扱いについて特に配慮を要する個人情報をいいます。

●要配慮個人情報に該当するもの

人種|作

信条

社会的身分

瑱

犯罪の経歴

障害があること

病歴

保健指導、診療·調剤情報

犯罪により害を被った事実など

健康診断などの検査結果



2 目黒区の個人情報保護制度の全体像

■個人情報保護制度を実施する区の機関

目黒区の個人情報保 護制度の対象となる機 関は、区長、教育委員 会、選挙管理委員会、 監査委員です。



【区における個人情報保護制度の取組】

項目	取組内容	
1 区が保有する個人情報の保護	個人情報等の適切な取扱い	
	個人情報ファイル簿の作成・公表	
2 自己情報のコントロール	自己情報開示、訂正、利用停止請求	

3 区が保有する個人情報の保護

(1) 区が保有する個人情報保護のルール

区が保有する個人情報は、個人情報保護法の規定に基づき 適切に取り扱います。主なルールは、次のとおりです。

■個人情報の利用目的の明示と保有の制限等

個人情報を本人から直接書面やデータで取得する際は、適 切な方法により利用目的を明示し、保有する個人情報は事務・ 業務を遂行するために必要な場合に限定し、最小限のものに 限定します。

■安全管理措置等

個人情報を適切に管理するため、区では情報セキュリティ基本方針などを定め、情報漏えいなどの防止対策、職員の研修などを着実に実施していきます。

■業務委託などにおける個人情報の保護

区が行う業務委託などにおける個人情報の取扱いについて は、委託事業者などに個人情報の適正な管理や安全管理の措 置を講じさせ、指導・監督します。

また、委託事業者などの従業員は、区職員と同様に個人情報の保護に係る責務が課されます。

■利用及び提供の制限など

区が保有する個人情報は、法令に基づく場合や本人の同意がある場合、区の業務の遂行が明らかに本人に利益となる場合などを除き、原則、利用目的以外の目的で利用や提供は行いません。

(2) 適切な個人情報保護を行うための体制・仕組み

■国の個人情報保護委員会と目黒区情報公開・個人情報保護審議会

区の個人情報の取扱いについては、国の個人情報保護委員会により監視・監督を受けることとなりました。区は、 国の個人情報保護委員会に対して、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な情報の提供や技術的な助言を 適宜求めていきます。

また、**①保有個人情報の保護、②区域内の事業者などへの支援、③苦情の処理のあっせん**などの取組に当たっては、個人情報保護法の範囲内で適切な取扱いを確保するため、専門家などで構成する目黒区情報公開・個人情報保護審議会に意見を聴きます。

■区の個人情報保護体制の強化

適切な個人情報保護制度の運用を図るため、区の各事業で適切に安全管理措置などが図られているかの確認や監査の実施など、内部統制を図ります。

■区民や事業者への支援

区は、個人情報保護について情報提供や相談など、区民や事業者の皆さまに対する支援に努めていきます。

■苦情への適切な対応

区の個人情報の取り扱いに関する苦情に、迅速かつ適切に対応します。また、個人情報の取扱いに関し、区民と事業者の間に生じた苦情の処理のあっせんなどを行うよう努めていきます。

【個人情報を取扱う際のルール全体像】



4 自己情報のコントロールのために

(1) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

個人情報保護法に基づき、個人情報の保有状況に関する 事項を記録した「個人情報ファイル簿」を作成・公表します。 目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナーのほかホーム ページでも公表します。

(2) 自己情報開示、訂正、利用停止請求

■請求できる人

自己情報は、これまでの制度と同様、開示が適当でない 情報以外は、開示請求を行うことができます。

また、訂正請求は事実でないときに、利用停止請求は法 の規定に反して保有、取得、利用又は提供されたときにそ れぞれ行うことができます。

■請求の手続

開示・訂正・利用停止請求は、本人に代わり、法定代理 人、委任状などによる任意代理人による請求もできます。

また、窓口での請求のほか、住民票の写しなどの住所の 確認書類があれば、郵送での請求もできます。

■開示等決定の期限

区民の方などから自己情報の開示請求等があった場合、 これまでの制度と同様に、請求日の翌日から14日以内(訂正・利用停止請求は19日以内)に開示等の決定をします。

保有個人情報の量が大量であるなど相当の期間を要する場合は、30日以内に限り延長する場合があります(開示請求の場合には合計44日以内)。

また、著しく保有個人情報が大量であるなどの場合は、 開示の準備ができた情報から開示していく特例延長が適用 されることもあります。延長・特例延長の場合は、期限や 理由を通知します。

個人情報ファイル簿とは

区が保有する個人情報(職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で職員が組織的に利用するものとして保有しているもの)を特定の個人を検索できるよう体系化したものを、その存在及び概要を明らかにするために整備した帳簿のこと。

電子情報のほか、紙資料でも 体系化されているものも含ま れます。



【開示・訂正・利用停止請求の制度概要】

項目		改正後	改正前	
請求書		本人、法定代理人、任 意代理人	本人、法定代理人 (未成年者等に限定)	
請求の方法	Ė	窓口か郵送で提出	窓口で提出	
	開示	14日以内	(同左)	
決定期限*	訂正	19日以内	(同左)	
	利用停止	19日以内	(同左)	
決定の延長*		開示等の決定を30日 以内で延長可 ※開示請求のあった日 の翌日から最大44日 以内	開示請求等があった 日から起算して60日 以内の延長	
特例延長(再延長)		延長期限内に開示できる部分を開示し、後日開示する部分を分ける	延長の期限をさらに 30日以内に再延長	
開示手数料*		手数料は無料 複写や郵送料の実費 を負担	(同左)	

※決定期限、決定の延長、開示手数料は、これまでの目黒区の個人情報保護制度を 踏まえた、目黒区独自のものです。他区市町村とは異なる場合があります。

■開示請求の手数料等

開示等にかかる手数料は、現行制度と同様に無料です。開示文書の複写や郵送に要する費用は、これまでどおり実費 負担をいただきます。

区の個人情報相談窓口など

- ■個人情報保護制度の相談窓口など
- ●行政情報マネジメント課 上目黒2-19-15総合庁舎本館4階 …………… ☎ 03-5722-9622
- ■法律相談
- ●区民の声課 上目黒2-19-15総合庁舎本館1階 …………☎ 03-5722-9424
- ■消費生活に伴う個人情報トラブル
- ●消費生活センター 日黒2-4-36区民センター内 …………… ☎ 03-3711-1140



自己情報開示請求などの個人情報保護制度に 関する詳しい内容については、目黒区のホーム ページをご覧ください。

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/ hirakareta/kojinjoho/hogo/meguro_ hogo20230401.html 令和5年2月 目黒区発行

編集/情報政策推進部行政情報マネジメント課 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話/03-5722-9622

編集・印刷/株式会社アートイディア



